

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|----------------|------|---|--|--|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第 二 条 第 1 項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 4 | 箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 | |
| 第 二 条 第 2 項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 22 22.14 22.104 22.105A 箇条 24 24.102 | 第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.14 床下電熱ボードは、床構造内に設置するために障害となる、ねじ頭部が機器外郭内に収まらないようなねじ端子などを組み込んで서는ならない。 22.104 接続装置は、工具を用いなくて取り外すことができなければならない。 22.105A 発熱部の内部に温度ヒューズ、自動温度調節器、温度過昇防止装置などの自動スイッチをもつ床下電熱ボードは、表面積に対応した個数を均一に取り付けなければならない。 箇条 24 部品 24.102 電熱ユニット及び床下電熱ボードの制御装置、並びにその他の部品によってこの規格を満たす場合、シー | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|-------------|---|--|------------------------------------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条 第2項 続き | | | | 箇条 25 25.3 箇条 26 26.1 | ト状の可とう性電熱素子とともに供給するか、又は別途入手可能なように施工説明書に適切な記載をしなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 電熱ユニット及び床下電熱ボードは、固定配線への恒久的な接続手段を組み込んでいなければならない。 箇条 26 外部導体用端子 26.1 電熱ユニット及び床下電熱ボードには、ねじ端子を組み込んではならない。 | |
| 第三条 第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 19 | 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 | |
| 第三条 第2項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるも | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.1 | 第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 電熱ユニット及び床下電熱ボードの場合には、定格入力を表示しなければならない。 シート状の可とう性電熱素子の場合には、長さあたりの定 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|------|-------|----|----------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条 第2項 続き | | のとする。 | | 7.12.1 | 格入力を表示しなければならない。 7.12.1 電熱ユニットには、施工説明書を備えなければならない。電熱ユニットの施工説明書には、施工中の損傷を受けないようにするための予防措置などを記載しなければならない。 | |
| | | | | 7.12.101 | 7.12.101 コンクリート若しくは類似の材料の床又はタイルの下に電熱ユニットを施工する場合の施工説明書には、施工に際して規定の注意事項を記載しなければならない。 | |
| | | | | 7.12.102 | 7.12.102 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットを金属の天井又は床に施工する場合、施工説明書には、シート状の可とう性電熱素子は天井又は床によって完全に覆う旨などを記載しなければならない。 | |
| | | | | 7.12.103 | 7.12.103 電熱ユニットが感電に対する保護について分類していない場合、タイルによって覆われた床に施工する電熱ユニットの施工説明書には、電熱ユニットを追加の電気絶縁物で覆う旨を記載しなければならない。 | |
| | | | | 7.12.104 | 7.12.104 現場で切断可能なシート状の可とう性電熱素子の施工説明書には、この作業が製造業者によって認められ、かつ、電気工事士の資格をもつ人だけが行う旨などを記載しなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|------------------|---|--|--|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条 第2項 続き | | | | 7.12.105 7.12.105A 箇条 24 24.102 | 7.12.105 蓄熱仕様の電熱ユニットの施工説明書には、定格蓄熱時間を記載しなければならない。 7.12.105A 床下電熱ボードには、据付説明書又は施工説明書を備えなければならない。床下電熱ボードの据付説明書又は施工説明書には、機器の施工において、専門家による電気工事が必要である旨などを記載しなければならない。 箇条 24 部品 24.102 電熱ユニット及び床下電熱ボードの制御装置、並びにその他の部品によってこの規格を満たす場合、シート状の可とう性電熱素子とともに供給するか、又は別途入手可能なように施工説明書に適切な記載をしなければならない。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 18 18.101 18.102 | 第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 18.101 電熱素子から電源接続用口出し線及び相互接続電線への接続は、熱サイクル試験を行った後でも、接続は確実でなければならない。 18.102 電気抵抗材料とシート状の可とう性電熱素子の電極との間の電氣的接続は、耐久試験を行った後でも、接続は確実なものでなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------|--------------------|--|--|---|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第四 条 続 ぎ | | | | 18.103 | 18.103 PTC 電熱素子を用いない電熱ユニットは、使用中、抵抗値が著しく減少してはならない。 | |
| 第五 条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 6 6.1 6.2 箇条 22 22.104 | 第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 定格電圧が 150 V を超える床下電熱ボードの場合、金属の外殻をもつもの又はシート状の可とう性電熱素子を金属で覆った構造をもつものはクラス I 機器、それ以外はクラス II 機器でなければならない。 6.2 コンクリート又はこれと類似の材料の床に施工する電熱ユニットは、水の有害な浸入に対して、IPX7 以上でなければならない。 その他の電熱ユニット及び床下電熱ボードは、IPX1 以上でなければならない。 箇条 22 構造 22.104 電源接続用口出し線及び相互接続電線に取り付ける接続装置は、クラス II 構造でなければならない。 | |
| 第六 条 | 耐熱性等を有する部品及び材料の使用 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 11 箇条 22 | 箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|----------|--|-----------------|---|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第六条 続き | | | | 22.21 箇条 24 箇条 30 30.1 | 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 24 部品（第1部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） | |
| 第七條 第1号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | ■該当 □非該当 | 箇条 8 箇条 22 箇条 25 25.22 | 箇条 8 充電部への接近に対する保護（第1部の規定による。） 箇条 22 構造（第1部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|----------|---|-------------|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第七條 第1号 続き | | | | 箇条 26 | 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。 | |
| 第七條 第2号 | 感電に対する保護 | 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | ■該当 □非該当 | 箇条 22 22.105 | 第 1 部の第七條第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.105 湿度のある床下に施工するクラス II 構造の電熱ユニットは、使用者を過度の容量性電流にさらしてはならない。 | |
| 第八條 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | ■該当 □非該当 | 箇条 16 16.3 箇条 19 19.101B 箇条 22 22.102 | 第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 16.3 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットは規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 19 異常運転 19.101B 可とう性電熱シート及び床下電熱ボードの異常運転試験後、それらの絶縁抵抗は、規定の値以上でなければならない。 箇条 22 構造 22.102 シート状の可とう性電熱素子の接続部分及び端を覆う絶縁物は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|----------------|---|-------------|-----------------------------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第八条 続き | | | | 箇条 29 29.3.2 | い。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.3.2 クラス II 電熱ユニットの場合、負荷絶縁は、シート状の可とう性電熱素子の上に 2 層の絶縁材で構成し、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当 □非該当 | 箇条 19 19.101A | 第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.101A 異常運転試験において、機器及び綿ふとんは発火してはならない。 | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当 □非該当 | 箇条 11 11.8 | 第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 表面の温度上昇は、規定の温度上昇値を超えてはならない。 | |
| 第十一条 第 1 項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当 □非該当 | 箇条 22 22.14 22.15 | 箇条 22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第 1 部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|----------------|---|--|---|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第1項 続き | | | | 箇条 23 23.1 箇条 25 25.9 | るものは滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。(第1部の規定による。) | |
| 第十一 条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 21 21.101 21.102 21.103 21.104 | 第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 電熱ユニットは、規定の曲げ試験を行った後、損傷があってはならない。 21.102 電熱ユニットは、電熱素子の表面を鋼製のピンで引っかく試験を行った後、損傷があってはならない。 21.103 遮蔽された絶縁電熱線がシースで覆われている場合、電熱ユニットは、荷重試験後、耐電圧試験に耐え、遮蔽された絶縁電熱線のシースは貫通してはならない。 21.104 機械的保護のための追加の層の材料の試料は、鋼製のピンを用いて力を加えて引っかく試験を行った後、貫 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|------------------------|---|--|--|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第2項 続き | | | | 21.104A 箇条 22 22.101 22.103 | 通してはならない。 21.104A 床下電熱ボードは、通常の使用状態で設置し、規定の荷重を加えた後、各部にひび及び割れが生じてはならない。 箇条 22 構造 22.101 電線、接続部分又はシート状の可とう性電熱素子は、電熱ユニットの電源接続用口出し線に規定の力をかける試験を行った後、損傷があってはならない。 22.103 シート状の可とう性電熱素子を積層する電気絶縁のシートの接着剤は、規定の接着能力がなければならない。 | |
| 第十二 条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 19 19.101A | 第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.101A 異常運転試験において、危険な量の有毒ガスが機器から漏れてはならない。 | |
| 第十三 条 | 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 32 | 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。） | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|-------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十四条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 19 | 箇条 19 異常運転 | |
| | | | | 19.9 | 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） | |
| | | | | 箇条 22 | 箇条 22 構造 | |
| | | | | 22.40 | 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） | |
| | | | | 22.49 | 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） | |
| | | | | 22.50 | 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 19 | 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|--------------------|--|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 24 24.101 | 第1部の第十五条第2項に該当する規定(箇条20は除く。)によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 温度過昇防止装置は、トリップフリー機構をもつ非自己復帰形でなければならない。 | |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 10 箇条 19 | 箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|-------------|---|-------------|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十六 条続き | | | | 箇条 25 25.8 | 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第1部の規定による。) | |
| 第十七 条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。 | ■該当 □非該当 | 箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29 | 箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|------------------------|---|--|-------------------------------|--|-------------------------|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十八条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | — | — | J55014-1 等の別規格で規定されている。 |
| 第十九条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.14 7.15 7.101 | 第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 施工又は暖房の種類に関する記号を用いる場合、その記号の高さは 15 mm 以上でなければならない。 7.15 機器のスイッチ及び制御装置についての表示は、それぞれの部品上又はその近傍にしなければならない。 7.101 電熱ユニットの位置を示すために、十分な大きさのラベルに規定の事項を記載し、施工場所ごとに表示しなければならない。 | |
| 第二十条第 1 号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|------------------------|---|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第1号 続き | | 方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | | | | |
| 第二十条第2号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |
| 第二十条第3号 | 表示等（長期使用製品安全表示 | 三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-96：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|------------------------|--|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第3号 続き | 制度による表示) | <p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p> | | | | |
| 第二十条第4号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示) | <p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |